

北海道建設業労災保険一人親方組合

給付基礎日額・年間保険料一覧表（保険料率 18/1000）

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365 日	年間保険料 保険料算定基礎額×保険料率
25,000 円	9,125,000 円	164,250 円
24,000 円	8,760,000 円	157,680 円
22,000 円	8,030,000 円	144,540 円
20,000 円	7,300,000 円	131,400 円
18,000 円	6,570,000 円	118,260 円
16,000 円	5,840,000 円	105,120 円
14,000 円	5,110,000 円	91,980 円
12,000 円	4,380,000 円	78,840 円
10,000 円	3,650,000 円	65,700 円
9,000 円	3,285,000 円	59,130 円
8,000 円	2,920,000 円	52,560 円
7,000 円	2,555,000 円	45,990 円
6,000 円	2,190,000 円	39,420 円
5,000 円	1,825,000 円	32,850 円
4,000 円	1,460,000 円	26,280 円
3,500 円	(注) 1,277,500 円	22,995 円

(注) 当組合は、給付基礎日額に千円未満の額が含まれている場合、保険料算定基礎額の千円未満の端数を切り捨てせずに算出した保険料額を徴収することを規約で定めております。

※ 保険年度（4月から翌年3月）の途中で加入した場合は「月割計算」となります。

(月割による)保険料算定基礎額＝給付基礎日額×365日÷12(小数点以下切り下げ)×加入月数